

議会受付番号	鎌議第 1553 号
質問者	上島寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項（鎌倉市議会会議規則第105条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

勤務時間中の労働組合に与する行為

2 質問の要旨

鎌議第 1149 号の答弁をふまえ、質問する。

- 1 市の財産を公務外で使用することは、市長として不適切と認めるか。
- 2 このような私的な活動に市の財産、ひいては市民の財産を不正に使ったことについては、一切指導や教育はしなかったのか。再発防止策は如何か。
- 3 不適切な行為に至った本署名活動について、市としてその責任者は主導した鎌倉市職員労働組合及び鎌倉市職員労働組合現業評議会であると考えるか。
- 4 この不適切な行為について市として主導団体の責を負う者らに抗議、注意したか。
- 5 勤務時間中に署名活動に加わり、署名をした 17 名は反省しているか。各人に確認せよ。
- 6 5について処分すべきではないか。一分一秒であっても勤務中は血税により給与が発生していることを認識させる為に対応せよ。
- 7 ゴム印の不正使用について、主導二団体の見解は如何か。市として把握する書類等から見解を示せ。

3 答弁

- 1 市の財産を公務外で使用することは、適切ではないと考えます。
- 2 各所属長に対しては、ゴム印は公用で使用するものであり、今後、同様のことがないように指導しました。また、職務に関係のないアンケート等の記入、署名についても、勤務時間内に行うことのないよう各所属長に周知徹底しました。
- 3 鎌議第 1149 号で御答弁したように、本署名活動は、鎌倉市職員労働組合及び鎌倉市職員労働組合現業職員評議会が主導したものであると認識しています。
- 4 署名活動を主導した責任者に抗議等は行っておりません。

- 5 所属長を通じて、署名を行った時間帯について調査しましたが、個人は特定せずに行っていることから、各職員の見解は確認しておりません。
- 6 署名活動に協力したことのみをもって、何らかの処分を行うことは適当でないと考えています。
- 7 神労委平成 27 年（不）第 9 号鎌倉市（その 2）事件における組合側の第 3 準備書面において、「職員が自らの所属を示すゴム判を使用したことについて、鎌倉市の備品を私的に利用しているなどとして、鎌倉市当局に調査を求めるなど、言いがかりともいえる圧力を加えている」との見解を示しています。